

M I C E 関連施設感染拡大防止対策補助金交付要綱

(目的)

第1条 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー（以下「本法人」という。）は、千葉市（以下「市」という。）の公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー事業費補助金交付要綱（令和2年8月1日改正）に基づき、市内に所在するM I C E 関連施設が新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大を防止するために有効な対策を講じ、もってM I C E 開催における安全・安心を確保し、M I C E の誘致・開催を促進する事業に対し、予算の範囲内において、M I C E 関連施設感染拡大防止対策補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関して必要な事項はこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) M I C E

企業系会議（M:Meeting）、企業の報奨・研修旅行（I:Incentive Travel）、国際会議（C:Convention）、展示会・見本市・イベント等（E:Exhibition/Event）の総称をいう。

ア 企業系会議（M:Meeting）

主に企業がグループ企業やパートナー企業などを集めて行う企業会議、研修会等の会合。

イ 企業の報奨・研修旅行（I:Incentive Travel）

企業が従業員やその代理店等の表彰や研修などの目的で実施する旅行のこと。

ウ 国際会議（C:Convention）

いわゆる国際会議であり、学会や産業団体、さらには政府等が開催する会議。

エ 展示会・見本市・イベント等（E:Exhibition/Event）

国際見本市、展示会、博覧会といったエキシビジョンや、スポーツ・文化イベントなど大小様々なものが含まれる広範な概念。

オ ア～エに定めるもののほか、企業や団体等が主催・共催し、地域経済の消費拡大に効果があると認められるもの。

(2) M I C E 関連施設

市内に所在する以下の常設の屋内施設をいう。ただし、千葉市が所有する公共施設を除く。

ア 会議施設

イ 展示施設・ホール

ウ 宴会場・ホール（レストランは含まない）を有するホテル

エ 会議場や講堂・ホール等を有する大学等（会議場に教室は含まない）

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、前条第2号に定める施設の所有者または管理運営者等で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、代表理事が、事業目的に照らして補助金を交付することが適切で

ないと判断する者については、この限りではない。

- (1) 第6条に定める事業を自らの費用負担で実施する者
- (2) 申請する時点において、法令等に違反する事実がないこと
- (3) 公的機関等との契約における違反が無いこと
- (4) 市税の未申告または滞納がないこと

(補助対象施設)

第4条 補助金の交付の対象となる施設（以下、「対象施設」という。）は、第2条第2号に定めるもののうち、本補助事業実施の前年度にMICEを開催した実績が認められるとともに、補助対象期間内にMICE開催見込みがある施設とする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、第11条による交付決定から令和3年3月31日までとする。

(補助対象事業)

第6条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象期間内に対象施設で開催されるMICEとする。

(補助対象経費)

第7条 補助対象となる経費は、補助対象期間内に開催されるMICEに対して、補助事業者が実施する対象施設の感染症拡大防止対策に必要な経費のうち、別表第1に定めるものとする。ただし、代表理事が特に必要があると認めるものについては、この限りではない。

2 第4条に定める対象施設のうち、千葉県が所有する施設については、感染拡大防止設備に係る経費を除く。

3 補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

(補助金の額等)

第8条 補助金の額は、次の各号により算出した額のうち最も低い額とし、予算の範囲内において交付する。

- (1) 補助対象経費から、国、県等による補助金等収入を除いた額の4分の3以内の額。
なお、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (2) 別表第2に定める一施設あたりの補助限度額
- (3) 別表第3に定める、補助対象期間内に開催が予定されているMICEについて、一開催あたりの参加者実数に応じた補助額を、一施設単位で積算した合計額（以下「積算額」という。）

(交付の申請)

第9条 補助金の交付を申請しようとするときは、本法人が指定する日までに、MICE関連施設感染拡大防止対策補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、代表理事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 積算額計算表（様式第1号の3）
- (3) 収支予算書（様式第1号の4）
- (4) 延床面積が記載された対象施設の図面等
- (5) 対象施設における前年度のMICE開催実績

(6) 対象施設独自の感染拡大防止ガイドライン、営業方針等を示すもの

(7) 前各号に定めるもののほか、代表理事が必要と認める書類

2 代表理事は、補助金の交付予定額の総額が予算の範囲を超えると判断した場合は、前項の期日前であっても、申請の受付を終了することができる。

3 同一の対象施設への補助金の交付申請は同一年度内に1回に限るものとする。

4 なお、交付決定日より前に感染症拡大防止対策を緊急で実施する必要があるときは、MICE関連施設感染拡大防止対策補助事業に係る事前着手届（様式第2号）を代表理事に提出しなければならない。

（審査）

第10条 代表理事は、前条に掲げる申請に関する書類に基づき、また必要に応じ補助事業者の施設等の実地確認等を行い、補助金の交付の可否について調査・審査する。

（交付の決定）

第11条 代表理事は、前条の規定による審査の上、交付決定したものについてMICE関連施設感染拡大防止対策交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（変更の承認等）

第12条 補助事業者は、補助対象事業の事業計画を変更する場合には、MICE関連施設感染拡大防止対策補助金変更交付申請書（様式第4号）に必要な書類を添付して、代表理事に提出し、あらかじめ承認を受けること。ただし、交付決定額に変更が生じない軽微な変更については、この限りでない。

2 代表理事は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査・審査し、補助金の変更交付を決定し、MICE関連施設感染拡大防止対策補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（中止又は廃止の届出）

第13条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、MICE関連施設感染拡大防止対策補助事業中止（廃止）届（様式第6号）を代表理事に提出しなければならない。

2 代表理事は、前項の規定による届け出があったときは、MICE関連施設感染拡大防止対策補助事業中止（廃止）届受理通知書（様式第7号）により通知するものとする。

3 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合にはすみやかに代表理事に報告し、その指示を受けること。

（状況報告）

第14条 代表理事は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じ、補助事業者に対し補助事業の遂行の状況に関して報告を求めることができる。

（暴力団等の排除）

第15条 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者に該当しないものとし、補助期間終了までの間に新たに次の各号のいずれかに該当した者は、将来にわたり補助事業者の資格を失うものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配するもの

(2) 代表者又は役員が暴力団員であるもの

- (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に係るもの
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
- (6) 公序良俗に反する等、代表理事が不相当と認めるもの

2 代表理事は、第11条の規定により補助金の交付の決定を受けたものが、前項各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

3 代表理事は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、本法人が指定する日までに、MICE関連施設感染拡大防止対策補助事業実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添え、代表理事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第8号の2）
- (2) 積算額計算表（様式第8号の3）
- (3) 収支決算書（様式第8号の4）及び支払実績額の分かる書類（消毒業者からの支払通知書・明細書など）
- (4) 設備を設置した場合は、設置状況がわかる写真等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、代表理事が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第17条 代表理事は、前条の規定による報告を受けた場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、額を確定し、MICE関連施設感染拡大防止対策補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第18条 前条の規定による補助金額の確定の通知を受けた補助事業者が、補助金の交付の請求をしようとするときは、MICE関連施設感染拡大防止対策補助金交付請求書（様式第10号）を代表理事に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第19条 代表理事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、MICE関連施設感染拡大防止対策補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により通知し、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等に基づく代表理事の処分に違反したとき。
- (3) 第15条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(補助金等の返還)

第20条 代表理事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、

補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、M I C E 関連施設感染拡大防止対策補助金返還請求書（様式第 1 2 号）により期限を定めて、その返還を請求するものとする。

（千葉市との情報共有）

第 2 1 条 本事業を円滑に実施するにあたり、必要に応じて、市と情報を共有することとする。

（非常災害等の場合の措置）

第 2 2 条 非常災害等による被害を受けるなど補助事業者の責めに帰さない事由により補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、代表理事が指示するところによる。

（補則）

第 2 3 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

別表第1（第7条第1項関係）

対象経費	内 容	
感染拡大防止設備	飛沫感染防止設備	飛沫感染防止パネル、透明ビニールカーテン、ソーシャルディスタンス確保を目的としたサインの導入 など
	消毒設備	自動型手指消毒器、除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射器、自動水栓、自動ソープディスペンサーの導入 など
	換気設備	換気扇、空気清浄機（感染症対策可能なもの）、換気機能や空気清浄機能（感染症対策可能なもの）を持つエアコンの導入 など
	衛生管理設備	非接触体温計、サーモカメラの導入 など
	その他	オンライン会議実施に必要な機器、キャッシュレス化対応機器の導入 など
衛生用品	ゴーグル、フェースシールド、エプロン、防護服、マスク、アルコール消毒液、消毒用ウェットティッシュ、使い捨て手袋、洗浄剤・漂白剤 など	
消毒作業	施設及び備品類の消毒作業（人件費含む）	

別表第2（第8条第1項関係）

施設延床面積	5,000 m ² 以上	3,000 m ² 以上	1,500 m ² 以上	1,000 m ² 以上	500 m ² 以上	150 m ² 以上
補助上限額（千円）	30,000	10,000	5,000	2,500	1,000	500
<ul style="list-style-type: none"> ・延床面積は、対象施設のうち主にMICE開催に供する部分を対象とする。 ・ホテルにあつては、客室を除く。 						

別表第3（第8条第2項関係）

参加者数	50,000人以上	10,000人以上 50,000人未満	5,000人以上 10,000人未満	1,000人以上 5,000人未満	500人以上 1,000人未満	500人未満
補助額（千円）	500	300	200	100	50	20